

# みどりの協定

## みどりの協定について

みどりの協定は、練馬区の「みどりを愛し守りはぐくむ条例」で定められており、地域の緑化推進のために、以下の条件に該当する団体の代表者と区が協定を締結し、区域内をみどりでいっぱいにしていくものです。

- 🌱 10戸以上の住宅がまとまっている地域
- 🌱 敷地面積 500 平方メートル以上の集合住宅
- 🌱 敷地面積 1,000 平方メートル以上の工場・事業所

上記を区域として定め、区域内の植栽、生け垣化、屋上緑化等の緑化推進について、区と結ぶ協定です。

## みどりの協定の内容

- 🌱 地域の緑化の推進に必要な事項を内容とします。
- 🌱 皆さんがその地域に合った「みどりの年間計画書」を作成します。
- 🌱 区は「みどりの年間計画」に沿って、予算の範囲内で苗木を供給します（年1回）。

供給した苗木は、地域の皆さんで協力して植え付け、水やりや施肥等の管理を行ってください。（ 植え付け場所は、民有地に限りません。）

対象となる木は、区域内のシンボルツリーや住宅の庭木等です。

区は必要に応じて、緑化のご相談受付や他地域の事例紹介等の情報を提供します。

【供給苗木の例(令和3年度対象)】 年度により変わる場合があります。

- ・ サツキ ・ シャクナゲ ・ カルミア ・ キンカン ・ ドウダンツツジ
- ・ ブルーベリー ・ アジサイ ・ ミカン ・ レモン ・ キンモクセイ
- ・ コニファー ・ ウメ ・ アンズ など



苗木配付の様子





練馬みどりの葉っぱい基金キャラクター

ぴいちゃん

〒 176 - 8501

練馬区豊玉北 6 - 12 - 1 区役所本庁舎 18 階

練馬区 環境部 みどり推進課 協働係

03 - 5984 - 2418 (直通)



令和 6 年 2 月 第 6 版